平成２７年（フ）第１０２４６号
東京都日野市新町２－５－２－105、住民票上の住所東京都板橋区中台１丁目15－23
債務者　釘尾　友見（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２４９号
東京都府中市本宿町２－２－４－101、住民票上の住所東京都府中市本宿町２丁目５－７－303
債務者　滝　　智宏
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２５２号
東京都町田市小川1555－１
債務者　友井美智江
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３８２号
福岡県太宰府市五条６丁目７番15号
破産者　有限会社Ｋ－ｗｉｎｇ
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９７号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目150番地
破産者　株式会社フラッグコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８号
栃木県那須塩原市豊浦北町69番地
破産者　株式会社日本ウッド
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９号
群馬県桐生市東３丁目６番45号
破産者　有限会社マルホン
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１９８号
広島県廿日市市佐方２丁目７番16号
破産者　アリストジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
神奈川県小田原市扇町１丁目13番５号
破産者　小田原ネットシティ株式会社
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９７号
広島県東広島市西条町下見552、商業登記簿上の本店所在地広島市佐伯区五日市中央１丁目６番28号
破産者　株式会社オルベ
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１５６号
最後の住所　秋田市寺内堂ノ沢１丁目２番19号
破産者　亡武内一夫相続財産
1　破産債権の届出期間　平成27年12月22日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午後１時30分
平成27年11月30日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６２２号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目21番７号
破産者　吉田知佳子
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年２月18日午後２時
平成27年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市平木町３番21－223号
破産者　内藤　美砂
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年２月26日午後１時30分
平成27年11月27日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７４号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目６番23号、前住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目37番44号
破産者　紅野　隆宏
1　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
2　一般調査期日　平成28年２月12日午前10時30分
平成27年11月27日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１８号
岐阜県各務原市下切町９丁目44番地３、開始決定時の住所岐阜県各務原市那加石山町２丁目32番地
破産者　疋田　泰之
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午前10時
平成27年12月１日　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９０１号
名古屋市昭和区隼人町13番地の１　サンメゾン杁中102号
破産者　大岩　富士
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年２月16日午前10時
平成27年11月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７８５号
大阪府吹田市広芝町９番12号
破産者　株式会社ピュアライフ
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年２月17日午前11時
平成27年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２７号
大阪府高槻市殿町13番８号　ヴィラ芥川306号
破産者　藤原　哲也
1　破産債権の届出期間　平成28年１月８日まで
2　一般調査期日　平成28年２月15日午後２時
平成27年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３０号
山口県長門市深川湯本1255番地６　メゾン湯本103、前住所山口県長門市深川湯本2273番地
破産者　白木登喜子
1　期日　平成27年12月25日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年12月１日
山口地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4957番地４
破産者　黒木　健博
異議申述期間　平成28年２月１日まで
平成27年12月１日　宮崎地方裁判所日南支部